

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症(以下『学校感染症』)」に罹患した場合、校内での感染拡大を防止するため、学校として登校しないこと(出席停止)を要請することがあります。出席停止を要請した場合、休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

なお、出席停止の措置の趣旨は上記の通りですので、出席停止とするかどうかは、校内での感染の状況を踏まえて校長が判断することになります。判断の基準は概ね以下のようになります。

分類	概要	出席停止の判断
第1種	感染力が極めて強く、また罹患した場合には致死的となる、危険度が最も高い感染症(※1)	直ちに出席停止
第2種	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	原則として出席停止(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症(※2)	原則として出席停止(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
	第3種中の「その他の感染症」	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に校長が指定する感染症(予め特定の疾患を定めるものではない)
		感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する。

※1: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※2: コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎

注)

上記の通り、「その他の感染症」については、直ちに出席停止とするものではなく、校内で感染が広がっている、またはその恐れがある場合に、必要に応じて出席停止とするかどうかを判断することになります。

【学校感染症】

分類	病名	登校再開(可否)の基準
第1種	(※1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状軽快後1日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで発疹が消失するまで
	風しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	水痘(みずぼうそう)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	咽頭結膜熱結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	(※2)	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症(例) ※直ちに出席停止とはしない	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校
	伝染性紅斑	可発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)伝染	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
	性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

※1:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※2:コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎